

民芸館運営協議会について

博物館法(昭和二十六年 法律第二百八十五号) 抜粋
(博物館協議会)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長)が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

豊田市民芸館施設条例(令和5年6月30日 条例第51号) 抜粋

第19条 博物館法第25条の規定により、民芸館施設に豊田市民芸館運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市民、地域、企業等との連携に資する活動を行う者
- (6) 公募による市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。)

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

豊田市民芸館運営協議会事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市民芸館施設条例（令和5年条例第51号。以下「条例」という。）及び豊田市民芸館施設管理規則（令和5年規則第69号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市民芸館運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議内容)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 展覧会の開催に関すること。
- (2) 民芸の普及啓発に関すること。
- (3) 施設の利用及び運営に関すること。
- (4) その他、民芸館からの諮問事項

(会長の職務代理)

第3条 会長が不在の場合は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議への委員以外の者の出席)

第4条 協議会は必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし豊田市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報を扱う場合又は会長が非公開とすることが適当と判断した場合は、会議の全又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議の公開は、豊田市ホームページ等により周知する。
- 3 会議の傍聴は、会場の都合等により事務局があらかじめ定める人数の範囲内において、受付順で傍聴を認める。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、会場への入場及び傍聴を認めないものとする。
 - (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者
 - (4) その他、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

(会議録)

第6条 協議会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録には、会長及び出席した委員1名が確認する。ただし、会長が不在の場合は、第3条に定める代理人及び出席した委員1名が確認する。
- 3 会議録は、前項の確認後に、豊田市ホームページ等に掲載するなど一般の閲覧に供することができるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、博物館副館長が別に定める。

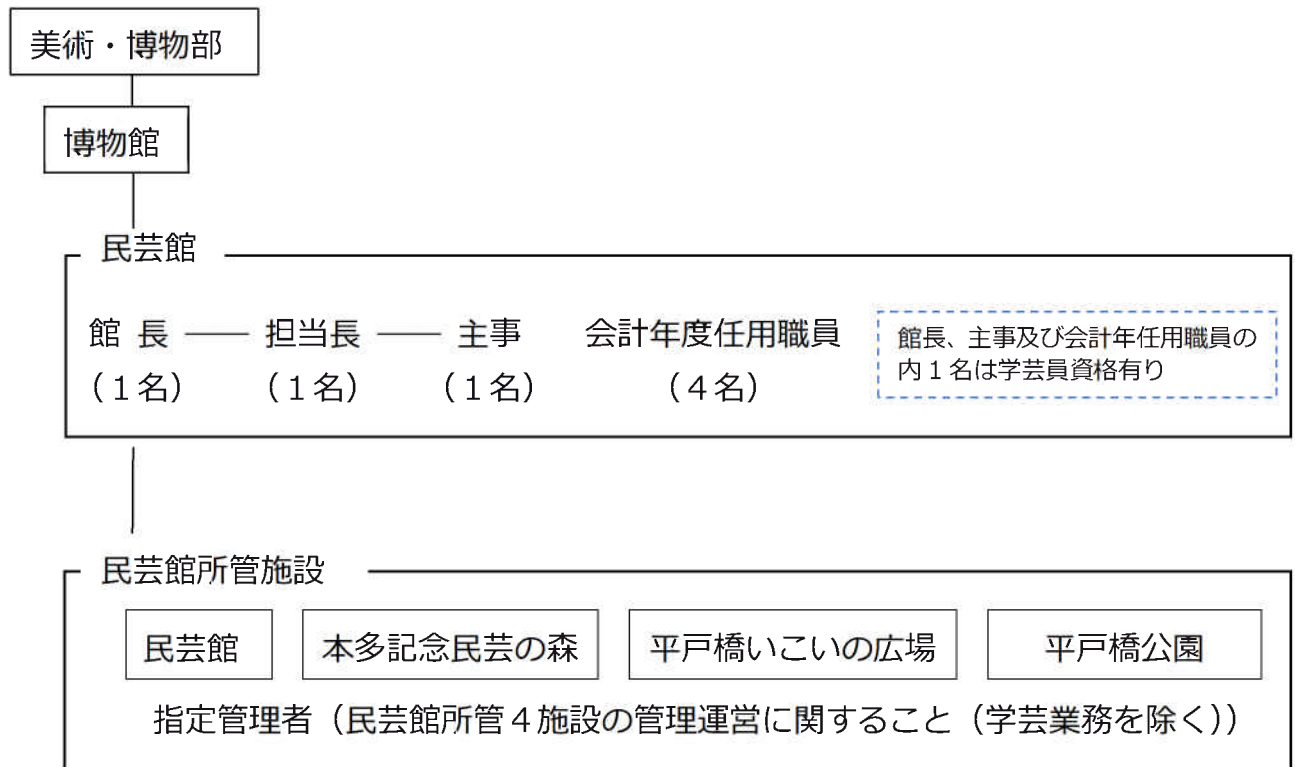
附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

民芸館施設の概要について

1 組織について

(1) 組織編成と所管施設



※民芸館の分掌事務

- (1) 民芸館及び本多記念民芸の森の運営管理に関すること。
- (2) 民芸に係る資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 民芸に係る展覧会等の事業の実施に関すること。
- (4) 民芸に係る調査研究に関すること。
- (5) 民芸の普及及び教育に関すること。

2 民芸館施設の経緯、目的について

(1) 施設の歴史

年度	施設	備考
1980 (昭和 55)	さなげ古窯本多記念館開館	本多静雄氏所蔵資料を展示
1983 (昭和 58)	民芸館開館	日本民藝館から移築した第 1 民芸館のみ
1985 (昭和 60)	第 2 民芸館開館	
1989 (平成元)	旧井上家住宅西洋館移築	2000 年に国の登録有形文化財に登録
1990 (平成 2)	第 3 民芸館開館	それまでの土日開館から月曜休館の施設となる
1994 (平成 6)	さなげ古窯本多記念館が 豊田市陶芸資料館と改称	主要な猿投窯資料（重文含む）が愛知県陶磁資料館に移管されたことに伴う
2005 (平成 17)		平戸橋公園と平戸橋いこいの広場の管理が民芸館に加わる
2016 (平成 28)	民芸の森一般公開開始	本多静雄氏の屋敷跡を整備
2023 (令和 5)	豊田市陶芸資料館を閉館、 民芸の森へ一部機能に移設	
2024 (令和 6)	豊田市民芸館施設条例施行	
	民芸館、民芸の森へ指定管理者制度導入	学芸業務などの業務は市直営
	民芸の森を本多記念民芸の森へ改称	前年度の機能移転に伴う

【参考】

民芸とは……………日本民藝館の創設者である柳宗悦（1881-1961）が提唱した美の価値観。民衆的工芸の略。手仕事による生活用具の中に、用に則した健全な美を見出し、日本各地の生活用具や工芸品に光をあてた。

本多静雄（1898～1999）

豊田市名誉市民。実業家。猿投古窯を発見した古陶磁研究家。名古屋民藝協会会長を務めた。日本民藝館の改築にあたり一部を譲り受け豊田市に寄贈。これを契機に市は民芸館を整備した。自身が収集した古陶磁器を市に寄贈。居宅があった屋敷跡は現在、豊田市本多記念民芸の森として整備され一般に公開されており、氏が収集、寄贈した古陶磁器等が展示されている。

(2) 施設の目的

【施設全体】

伝統的な手仕事を通じて、日常の暮らしに宿る美しさを追究し、民芸の価値や魅力を発信することで、本市の豊かな市民文化を育むことに寄与する。

(豊田市民芸館施設条例第2条抜粋)

【民芸館】

国内有数の公立民芸館として、民芸を軸とした工芸美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与する。

【本多記念民芸の森】

地域住民や活動団体と共に、民芸館と連携して民芸の魅力を伝えるとともに、本多静雄氏の顕彰に努める。

(3) 施設の管理運営について

令和6年度から平戸橋公園、平戸橋いこいの広場と同様、民芸館・本多記念民芸の森についても**指定管理者制度**※を導入した。

※ 指定管理者制度とは

多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度のこと。

豊田市では、民芸館が所管している平戸橋いこいの広場・平戸橋公園のほか、市内各地の公園、運動広場、全28の交流館、中央図書館など120以上の施設で導入されている。

・導入方法とねらい

民芸館と本多記念民芸の森の学芸業務※を除いた管理運営業務（講座、広報、情報発信業務を含む）について指定管理者制度を導入。

指定管理者制度の導入により施設管理業務の効率化を図り、限られた人員を学芸業務へと重点を置くことで民芸館、民芸の森のミュージアム機能を強化する。

※ 学芸業務……民芸資料等収集、整理保管、調査研究、特別展などの展覧会、一部イベント開催支援に関する業務を想定

豊田市民芸館施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、豊田市民芸館施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 伝統的な手仕事を通じて、日常の暮らしに宿る美しさを追究し、民芸の価値や魅力を発信することで、本市の豊かな市民文化を育むことに寄与するため、豊田市民芸館施設（以下「民芸館施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
豊田市民芸館	豊田市平戸橋町波岩 86 番地 100
豊田市本多記念民芸の森	豊田市平戸橋町石平 60 番地 1

(事業)

第 3 条 民芸館施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 民芸に関する資料（以下「民芸資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2) 民芸資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。
 - (3) 民芸に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - (4) 民芸に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書を作成し、頒布すること。
 - (5) 民芸に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
 - (6) 豊田市名誉市民本多静雄氏が収集し、市に寄贈した資料等（以下「本多静雄コレクション」という。）に関する調査研究並びに本多静雄コレクションに関連する資料の収集、保管及び公開を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、民芸館施設の設置目的を達成するため、市長が必要と認めた事業
- 2 民芸館施設は、他の民芸館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 31 条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、連携を図ることとする。
- 3 民芸館施設は、民芸資料や民芸館施設の利用に関し必要な説明、助言等を行うとともに、市民、地域、企業等と連携した事業実施を図ることとする。
- 4 民芸館施設は、学校教育を援助するため、小学校、中学校等の教育施設との連携を図ることとする。

（管理）

第4条 民芸館施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

（開館時間等）

第5条 民芸館施設の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 民芸館施設の休館日は、次に掲げる日とする。

（1）月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

（2）12月28日から翌年1月4日まで

（3）民芸資料の展示替えの作業を行う日として市長があらかじめ定める日

3 第1項の規定にかかわらず、民芸資料の展示会場へ入場できる時間（次項において「入場時間」という。）は、午前9時30分から午後4時45分までとする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館時間、休館日及び入場時間を変更することができる。

（観覧料）

第6条 豊田市民芸館（以下「民芸館」という。）が主催して展示する民芸資料の観覧をしようとする者は、別表第1に定める観覧料を観覧日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、観覧日後において観覧料を納付することができる。

（1）法第232条の6第1項の規定による公金振替の方法により納付がなされる場合

（2）その他市長が必要と認めた場合

3 前項の規定による納付は、市長が指定する日までになされなければならない。

（利用の許可）

第7条 別表第2に掲げる施設（以下単に「施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 学術研究等のため、民芸資料の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「民芸資料の利用」という。）をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、民芸館施設又は民芸資料の管理上必要があると認めたときは、前2項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第8条 指定管理者は、施設の利用及び民芸資料の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 民芸館施設の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 施設（民芸館ギャラリーに限る。）を商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用するとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 民芸館施設又は民芸館施設に設置された設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、民芸館施設又は民芸資料の管理上支障があると認められるとき。

（利用変更の許可）

第9条 第7条第1項又は第2項の許可を受けた者（この条の規定による許可を受けた者を含む。以下「利用者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公益上特に必要があると認めたときは、その許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又はその許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等によって利用者に損害が生じた場合においては、指定管理者は、その責めを負わないものとする。

（利用の取りやめ）

第11条 利用者は、第7条第1項若しくは第2項又は第9条の許可を受けた利用を取りやめるときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

（使用料）

第12条 利用者（第7条第1項の許可に係る利用者に限る。第2項において同じ。）は、当該許可を受けたときにおいて、別表第2に定める使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

2 利用者は、第9条の許可を受けた場合において、当該許可による使用料の額が変更前の許可に係る使用料の額よりも高いときは、その差額を市長が指定する日までに納付しなければならない。

（観覧料等の減免）

第13条 市長は、特別の事由があると認めたときは、市長が別に定める基準により、観覧料及び使用料を減免することができる。

（観覧料等の不還付）

第14条 既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、市長が別に定める基準により、その全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第15条 利用者は、その利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の設置承認及び原状回復）

第16条 利用者は、その利用に際して特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 利用者は、前項の承認を受けて特別の設備を設置したときは、利用後速やかに原状に回復しなければならない。

3 市は、利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

（入場の制限等）

第17条 指定管理者は、民芸館施設内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認めた者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

（損害賠償）

第18条 民芸館施設の入場者及び利用者は、故意又は過失により建物、附属設備又は物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（民芸館運営協議会）

第19条 博物館法第25条の規定により、民芸館施設に豊田市民芸館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学校教育の関係者

（2）社会教育の関係者

（3）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（4）学識経験を有する者

（5）市民、地域、企業等との連携に資する活動を行う者

（6）公募による市民（市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。）

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（指定管理者が行う業務）

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

（1）施設及び民芸資料の利用の許可に関する業務

（2）第3条第1項第5号及び第7号、第3項並びに第4項に規定する民芸館施設の事業の運営に関する業務

（3）民芸館施設の維持管理に関する業務

（4）収蔵品の日常管理に関する業務

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務
(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1の規定（3館共通年間観覧料に係る部分に限る。） 公布の日
から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

- 2 この条例の規定に基づく利用許可の申請その他の準備行為は、施行日前に
おいても行うことができる。

(豊田市都市公園条例の一部改正)

- 3 豊田市都市公園条例（昭和38年条例第6号）の一部を次のように改正す
る。

別表中「豊田市文化財施設条例（昭和53年条例第3号）別表第1」を
「豊田市民芸館施設条例（令和5年条例第 号）第2条」に改める。

別表第1（第6条関係）

豊田市民芸館観覧料

区分		観覧料（円） （1人につき）	年間観覧料 （1人につき）	3館共通 年間観覧料 （1人につき）
常設展示 （第1民芸 館・第2民芸 館）	市内在住者 又は中学生 以下の者	無料	3,000円 以内で市長が 定める額	10,000 円以内で市長 が定める額
	大学生又は 高校生	200		
	一般	300		
企画展示	高校生以上 の者	2,000円以 内でその都度市 長が定める額		
	中学生以下 の者	無料		

備考

- 1 「大学生又は高校生」とは、市内在住者以外の大学、短期大学、高等学校、高等専門学校若しくは専修学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「一般」とは、市内在住者、大学生又は高校生及び中学生以下の者を除く者をいう。
- 3 「年間観覧料」とは、当該観覧料を納付した日の翌日から起算して1年を経過する日の属する月の末日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく観覧することができることとなる観覧料をいう。
- 4 前項に規定する期間に民芸館を臨時に1月以上連続して休館する期間がかかる場合は、同項中「1年」とあるのは、「民芸館を臨時に1月以上連続して休館する期間の月数（当該期間に1月未満の端数がある場合は、これを1月に切り上げるものとする。）を1年に加算した期間」とする。
- 5 「3館共通年間観覧料」の3館とは、民芸館、豊田市美術館条例（平成7年条例第1号）に定める豊田市美術館及び豊田市博物館条例（令和5年条例第 号）に定める豊田市博物館をいう。

別表第2（第7条、第12条関係）

豊田市民芸館使用料

1 茶室勘桜亭使用料

区 分	使用料（円）	
	9：30～13：00	13：30～17：00
茶室勘桜亭	800	800

備考

- 1 全日を通して利用する場合の使用料は、各利用時間区分の使用料の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合の使用料は、当該利用時間区分の使用料の3倍の額とする。

2 民芸館ギャラリー使用料

区 分	1日当たりの使用料（円）
民芸館ギャラリー	2,500

豊田市民芸館施設管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市民芸館施設条例（令和5年条例第51号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、豊田市民芸館（以下「民芸館」という。）及び豊田市本多記念民芸の森（以下これらを「民芸館施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（観覧券の交付）

第2条 指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、条例第6条第1項の規定により観覧料を納付した者及び同条第2項の規定により観覧料を納付する者に対し、観覧券を交付するものとする。

（観覧券の提示）

第3条 前条の規定により観覧券の交付を受けた者は、民芸館が主催して展示する民芸資料（条例第3条第1項第1号に規定する民芸資料をいう。以下同じ。）の展示会場へ入場する際に当該観覧券を入口の係員に提示しなければならない。

（利用の手続）

第4条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、豊田市民芸館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- （1）民芸資料を利用する者の氏名及び住所
- （2）利用する民芸資料の名称その他の民芸資料の特定に必要な情報
- （3）民芸資料の利用目的
- （4）民芸資料の利用日時
- （5）その他指定管理者が必要と認める事項

3 前項の場合において、利用しようとする民芸資料が寄託されたものであるときは、同項の申請書にその寄託を行った者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 条例第7条第1項又は第2項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1項又は第2項に規定する申請書その他必要な書面を別表第1に定める区分に従い同表に掲げる期間において提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

5 条例第7条第1項又は第2項の許可は、申請書の提出順序に従って行うものとする。

（利用の決定）

第5条 指定管理者は、条例第7条第1項の許可をしたときは豊田市民芸館利

用許可書（様式第2号）を、許可をしないときは豊田市民芸館利用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

- 2 指定管理者は、条例第7条第2項の許可をしたときは豊田市民芸資料利用許可書（様式第4号。以下豊田市民芸館利用許可書と併せて「許可書」という。）を、許可をしないときは豊田市民芸資料利用不許可通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（利用期間）

- 第6条 条例第7条第1項の許可を受けた者が施設（条例第7条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。）を引き続き利用することのできる期間（以下「利用期間」という。）は、24日間とする。ただし、民芸館が主催し、又は他の団体と共催する行事のために施設を利用するときその他指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 利用期間には、条例第5条第2項の休館日を含めないものとする。

（利用変更の手続等）

- 第7条 条例第7条第1項又は第9条の許可（同条の許可にあつては、条例第7条第2項の許可に係る場合を除く。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第9条の規定による許可を受けようとするときは、豊田市民芸館利用変更許可申請書（様式第6号）に許可書（同条の規定による利用変更の許可を受けている場合にあつては、次項に規定する変更許可書）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第9条の規定により利用変更の許可をしたときは豊田市民芸館利用変更許可書（様式第7号。以下「変更許可書」という。）を、許可をしないときは豊田市民芸館利用変更不許可通知書（様式第8号）を利用者に交付するものとする。

（利用の取りやめ）

- 第8条 条例第11条の規定による届出（条例第7条第1項の許可に係るものに限る。以下同じ。）は、豊田市民芸館利用取りやめ届出書（様式第9号。以下「届出書」という。）により行わなければならない。

- 2 条例第11条の規定による届出は、届出書に許可書（条例第9条の規定により利用変更の許可を受けている場合にあつては、変更許可書）を添えて行わなければならない。

- 3 指定管理者は、条例第11条の規定による届出があつたときは、豊田市民芸館利用取りやめ承認書（様式第10号）を利用者に通知するものとする。

（観覧料等の減免）

- 第9条 条例第13条の規定により観覧料及び使用料を減免することができる場合並びにその額は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 観覧料の全額

ア 小学校、中学校若しくは市内に所在する高等学校又はこれらに準ず

る学校の教育課程に基づく教育活動の一環として児童又は生徒の引率者が民芸館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合

イ 高等学校の教育課程に基づいて教育活動の一環として高校生及びその引率者が民芸館の常設展示を観覧しようとする場合

(2) 次のいずれかに該当する者が当該要件に該当することを証明するものを係員に提示し、確認を受けて民芸館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

ア 市内に在住する18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び70歳以上の者

イ 市内に住所を有し、かつ、高等学校又はこれに準ずる学校に通学している者

ウ 市内に所在する高等学校又はこれに準ずる学校に通学している者

(3) 次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者及びその介添者（交付を受けている者1名につき1名までとする。）が当該手帳を係員に提示し、確認を受けて民芸館施設の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

エ 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳

(4) 市内に住所を有する者で市が実施する母子・父子家庭医療費の助成事業において当該母子・父子家庭医療費に係る受給者証の交付を受けているものが当該受給者証を係員に提示し、確認を受けて民芸館の常設展示又は企画展示を観覧しようとする場合 観覧料の全額

(5) 民芸館の企画展示を観覧しようとする者が併せて民芸館の常設展示を観覧しようとする場合 常設展示の観覧料の全額

(6) 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事のために施設を利用する場合 使用料の全額

(7) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額

2 前項第1号又は第7号の規定により観覧料の減免を受けようとする者はあらかじめ豊田市民芸館観覧料減免申請書（様式第11号）を、同項第6号又は第7号の規定により使用料の減免を受けようとする者は第4条第1項に規定する申請書の提出に併せて豊田市民芸館使用料減免申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、

この限りでない。

3 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める文書を交付するものとする。

(1) 観覧料の減免を承認する場合 豊田市民芸館観覧料減免承認書（様式第13号）

(2) 観覧料の減免を不承認とする場合 豊田市民芸館観覧料減免不承認通知書（様式第14号）

(3) 使用料の減免を承認する場合 豊田市民芸館使用料減免承認書（様式第15号）

(4) 使用料の減免を不承認とする場合 豊田市民芸館使用料減免不承認通知書（様式第16号）

（優待券等）

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、優待券又は招待券を発行することができる。

（観覧料等の還付）

第11条 条例第14条ただし書の規定による観覧料及び使用料の還付は、別表第2に定める基準により行うものとする。

（利用責任者）

第12条 利用者は、施設及び民芸資料の利用に係る規律を保持するため、あらかじめ利用責任者を定めなければならない。

（事前打合せ）

第13条 利用者は、事前に利用方法その他必要な事項について指定管理者と打合せを行わなければならない。ただし、指定管理者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

（利用後の届出等）

第14条 利用者は、施設又は民芸資料の利用が終わったときは、直ちにその旨を申し出て、係員の点検を受けなければならない。

（利用者の遵守事項）

第15条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用の許可を受けていない施設及びその附属設備並びに民芸資料の利用をしないこと。

(2) 次条各号に規定する行為をしないこと。

(3) 施設の利用に当たっては、入場者の安全確保の措置を講じ、及び入場者に次条各号に規定する行為をさせないこと。

(4) 民芸資料の利用に当たっては、民芸資料の保存に悪影響を及ぼし、及び観覧者の観覧に支障を来す行為をしないこと。

(5) 係員の指示に従うこと。

（入場者の禁止事項）

第16条 入場者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 民芸館施設及びその附属設備並びに民芸資料を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (2) 図書コーナーの図書、文献等の資料を所定の場所以外で閲覧すること。
- (3) 喫煙及び所定の場所以外で飲食すること。
- (4) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込むこと。
- (6) 許可を受けないで民芸館施設内及び敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等の行為をすること。
- (7) その他民芸館施設の運営に支障を来す行為をすること。

(民芸館運営協議会の会長)

第17条 条例第19条第1項に規定する運営協議会（以下単に「運営協議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

(運営協議会の会議)

第18条 運営協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第19条 前条の規定にかかわらず、会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（条例第3条第1項第2号の電子的記録をいう。以下同じ。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 この場合において、前条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「過半数が出席しなければ開くことができない」とあるのは「半数以上から書面又は電磁的記録による回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(準備行為)

- 2 この規則の規定に基づく利用の許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第 1（第 4 条関係）

利用申請期間

区分		期間
施設の利用	民芸館ギャラリー	利用日の属する月の前 6 月から利用日の前 2 月までの間
	茶室勘桜亭	利用日の属する月の前 3 月から利用日の前 1 2 日までの間
民芸資料の利用		利用日の属する月の前 6 月から利用日の前 7 日までの間

別表第 2（第 1 1 条関係）

還付の基準

1 観覧料

区分	還付率
災害その他観覧料を納付した者の責めに帰すことができない事由によって観覧ができなくなった場合（年間観覧料を納付して観覧する場合を除く。）	1 0 0 %
その他市長が特別の事由があると認めた場合	その都度市長が定める還付率

2 使用料

区分	還付率
災害その他利用者の責めに帰すことができない事由により利用を取りやめる場合	1 0 0 %
利用日前 3 0 日までに利用の取りやめに係る届出がなされた場合	9 0 %
利用日前 2 0 日までに利用の取りやめに係る届出がなされた場合	6 0 %
利用日前 1 0 日までに利用の取りやめに係る届出がなされた場合	3 0 %
その他市長が特別の事由があると認めた場合	その都度市長が定める還付率